

京都市訓令甲第13号

身体障害者リハビリテーションセンター

京都市身体障害者リハビリテーションセンター看護師寄宿舎規程の廃止について次のように定める。

平成23年3月29日

京都市長 門川大作

京都市身体障害者リハビリテーションセンター看護師寄宿舎規程は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(身体障害者リハビリテーションセンター)